

製造番号の確認方法

下記の場所に貼られている製造番号シールの、「製造番号」の右側に記載された数字をご確認ください。
※製造番号は数字のみです。

- ・パッケージの蓋に貼られている製造番号シール



- ・パッケージに同梱されている「ソフトウェア使用許諾契約書」上部に貼られた製造番号シール

《お客様へお願い》

下の「製造番号」シールを、プログラムディスクケースとパソコンのそばに貼っていただきますようお願い申し上げます。
お問合わせの際には「製造番号」をお申し付けください。



※本書はお手許に保管してください。

本パッケージに同梱されたソフトウェア製品（以下、「本製品」といいます）のご使用にあたり、お客様とピー・シー・イー株式会社（以下、「PCA」といいます）は、本「ソフトウェア使用許諾契約書」（以下、「本契約」といいます）に同意するものとします。本パッケージを封封された場合は、お客様は本契約にご同意いただいたものとみなされます。本契約に同意されない場合には、ご使用にならずに本パッケージに同梱されたソフトウェア製品（以下「本製品」とい）が含まれているパッケージの内容をすべて返却いただくこととなります。

- PCAのソフトウェアに関する著作権、商標権、特許権等の知的財産権はPCAに帰属し、お客様はPCAのソフトウェアを使用することのみが許容されます。
- お客様は本製品を正しく設定、インストール、本製品のご適切な動作を確保した上でご使用ください。
- お客様は、本製品またはその複製を複製することはできません。また、4項に定める場合を除き、第三者に譲渡、貸与、レンタル、リース、再配布またはインターネット等によりサービスすること、ホスティングサービスを行うこと等はできません。
- お客様は、本製品を使用するためには本製品の「ソフトウェア使用許諾条件」で指定された条件の範囲内のライセンス数でご自身及び関係会社に、使用させることができます。お客様は本契約にお客様が負う義務で、お客様の責任において当該条件に遵守する必要があります。当該契約条件の範囲外で目的外に使用して複製を禁じます。
- 「PDF」コンテンツを印刷し、複製してご利用のお客様は、当該複製をご利用する場合、ご利用になるフォントが当該複製での利用を許諾されていることを確認する必要があります。
- PCAは、本製品があらゆる環境において正常にインストールできることを保証するものではありません。
- お客様は、本製品がインストールされたコンピュータ、ネットワーク、またはインターネットに接続するものではありません。
- 本製品に同梱された内容物に破損があった場合には、ユーザー登録後 30 日までは無料で交換させていただきます。
- 前項に記載された破損を除き、PCAはソフトウェアの不具合（バグ）が無いことを含む、一切の保証をいたしません。ただし、本製品に関するソフトウェアの不具合については、日本国内のみにおいて同梱のPCAサポートサービスにてご対応いたします。
- お客様が本製品をインストールし、ご使用し、本製品のインストールおよびお客様ご自身の責任において本製品のインストール、本製品に同梱されたソフトウェア、本製品の複製をインストール、PCAにお客様が現行に当たっての複製権を侵害する行為をなすものとします。
- 本製品の仕様は、改良の目的を達成するために変更されることがあります。
- 本契約の適用範囲は本契約に同梱されているすべてのソフトウェアに関するものであり、特に記載のない限り本契約が適用されるものとします。
- アップデートが提供される場合には必ずしもアップデートを行って下さい。アップデートを行わない場合、複製の全部または一部が使用できなくなる場合があります。
- ① お客様及びPCAは、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったと見られるが5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係者、社会運動等関係者）及び又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「同じ」と表記し、又は、反社会的勢力）以下の各条項にでも該当する関係者（以下「関係者」と表記し、又は、関係者）であることを認められたと
② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると思われること
③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると思われること
④ 自己、自らの親しい第三者の不正の利益目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められること
⑤ 反社会的勢力に対して資金を供給し、又は資金を貸与するなどの行為をしていると認められること
⑥ その役員等又は経営に実質的に関与している者、反社会的勢力と社会的に非善なる関係にあり得る者
⑦ お客様及びPCAは、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各条項にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
⑧ 暴力団の要求行為
⑨ 目的を達成し得ない不当な要求行為
⑩ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
⑪ 風説を流布し、偽計又は威力を用いてお客様の信用を毀損し、又はお客様の業務を妨害する行為
⑫ その他同項を害する行為
⑬ お客様及びPCAは、自らの下請又は再委託先業者が本条項1項又は2項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに当該取引先との契約を解除し、又は契約解除のための措置を講ずるべきものとします。
⑭ お客様及びPCAは、相手方が、前項の規定に反した場合には、お客様PCA側の契約を解除することができます。
⑮ お客様及びPCAは、お客様が反社会的勢力と関係している場合は、相手方が関係者であるお客様又はPCAはこれを関係者扱いし得ることは必要です。また、かかる解除にお客様又はPCAに損害が生じた場合は、相手方はその損害を賠償するものとします。
15. 本契約に關し、訴訟の提起が必要となる場合には、PCAの本店所在地を管轄する裁判所を専ら管轄裁判所とします。

—以上—

働く、が変わるとき。
PCA

ピー・シー・イー株式会社
東京都千代田区富士見1丁目2番21号（PCAビル）
TEL 03-5211-2700 FAX 03-5211-2740



働く、が変わるとき。

PCA